

# その他課題の検討

2022年2月

経済産業省知的財産政策室

# デジタル時代における 2条1項3号の課題

## デジタル時代における2条1項3号の課題

- 近時、メタバースといった仮想空間の活用が進み、従来、リアルで行われてきた事業のデジタル化が加速。これにより、リアル／デジタルを交錯する、知的財産の利用の加速が想定される。
- 従来は、主にリアルの世界を中心に、各知財法の役割分担が行われてきた。今後、リアル／デジタルを交錯する知的財産の利用が行われる場合の役割分担について整理が必要になる可能性。
- 例えば、リアルのファッションデザインについては、著作権による保護、意匠権による保護よりも、不競法2条1項3号の活用が選好されることが多い(※)。今後、ファッションデザインがリアル／デジタルを交錯して利用される場合に、どの法による保護を及ぼすべきか、その場合に当該法に課題はないかといった整理が必要。

(※) 著作権法での保護の観点からは、ファッションデザインはいわゆる「応用美術」と位置付けられるため、保護には一定のハードルが認められ、また、意匠権での保護の観点からは、ライフサイクルの短さや一度に多数のデザインを展開することが多いことなどから、展開する全てのデザインについて意匠登録をすることが現実的でない、といったことを背景に、不競法2条1項3号の活用が選好されることがある。

- 例えば、リアル／デジタルの交錯領域におけるファッションデザインの保護について、不競法2条1項3号を活用する場合、以下の課題が生じる可能性。ファッション・コンテンツ等今後、リアル／デジタルの交錯領域の市場拡大が進むことを念頭に、一定の整理が必要か。
  - ✓ 「商品」(不競法2条1項3号)に「無体物」を含むのか。
  - ✓ 不競法2条1項3号は、リアル／デジタルを交錯する模倣事例に対応できる規律となっているか。

# デジタル時代における2条1項3号の課題

- 不競法2条1項3号の保護対象である「商品」については、有体物のみ含むという考え方と、無体物も含むという考え方が存在。有体物のみしか含まないとすると、デジタルの商品の保護に本号が活用できない可能性があり、昨今、無体物の取引価値が増加していることを踏まえ、無体物たる「商品」にも本号の保護が及ぶ旨を明確化すべきか。

## (参考)

- **東京高判S57・4・27【タイポス書体】 ※現2条1項1号に関する裁判例**

「商品」とは、有体物をいい、無体物はこれに含まれないと解するのが自然」

- **東京地判H30・8・17【教育用教材ソフト】 ※2条1項3号に関する裁判例**

「原告ソフトウェアは、タブレットとは別個に経済的価値を有し、独立して取引の対象となるものであることから「商品」ということができ、また、これを起動する際にタブレットに表示される画面や各機能を使用する際に表示される画面の形状、模様、色彩等は「形態」に該当し得るというべき」

- 有体物の商品が無体物としてコピーされる事例（または、その逆の事例）が生じた場合に、当該コピーが「模倣」（不競法2条1項3号）といえるか、また、「模倣」といえるとして、被侵害者は「営業上の利益」（不競法3条等）を侵害されたといえるかという点で、疑義が生じる可能性。このような事例における、不競法上の考え方の整理や必要に応じ規律の見直しが必要か。

## (定義)

第二条 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

(略)

三 他人の**商品**の形態(当該商品の機能を確保するために不可欠な形態を除く。)を**模倣**した商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為

(略)

5 この法律において「**模倣する**」とは、他人の商品の形態に依拠して、これと実質的に同一の形態の商品を作り出すことをいう。

(略)

## (差止請求権)

第三条 不正競争によって**営業上の利益**を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、その営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

(略)

# (参考) ファッション産業のデジタル化

- 産構審新機軸部会でも、デジタル化推進の各論の1つとして、ファッション産業におけるNFT・ブロックチェーン技術の活用による市場拡大の視点が取り上げられている。

## 各論①「全産業」の「本物」のDX促進：NFT・ブロックチェーン技術の活用

- ファッション分野でも、クリエイター・アーティスト等の収益源多元化の観点等から、NFT・ブロックチェーン技術が近年注目され、経済産業省に設置されたファッション未来研究会でも活用可能性が議論された。  
(参考) ファッション未来研究会 [https://www.meti.go.jp/shingikai/mono\\_info\\_service/fashion\\_future/index.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/fashion_future/index.html)
- 例えば、ファッション業界では、①大量生産を行わず、収益源の限られるデザイナー等が、自らの作品のリアルクローズのみならずNFTも販売することで、新たな収益源を確保できることや、②環境負荷が高いファッション業界でリセール市場における取引額の一部が一次生産者にも配分されることで、より丈夫で長持ちするサステナブルなファッションを提供するインセンティブにもなる。
- NFT・ブロックチェーンを活用した取引ルールやビジネスモデルの構築のためには、活用内容に応じて、法規制・権利関係の有無等を確認する必要。ファッション分野において実証事業を行い、新たな活用を提案予定。

### ① デジタルファッション

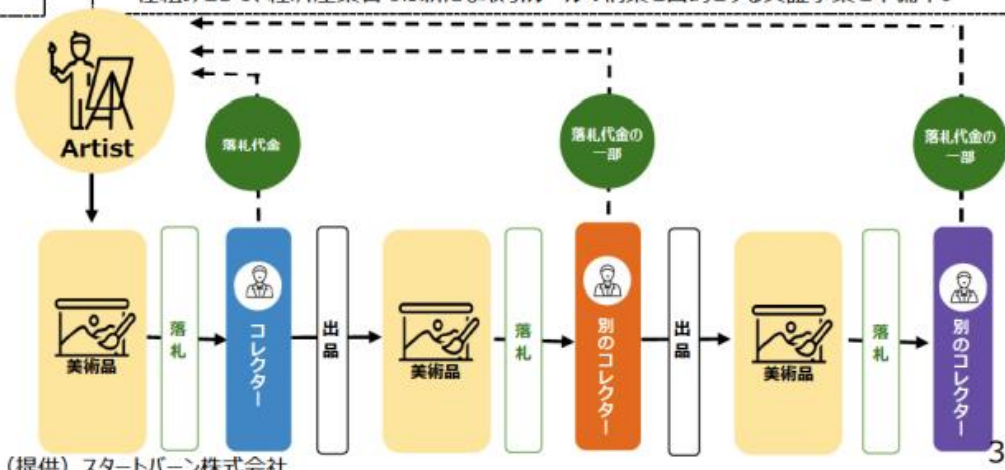
- THE FABRICANTは、写真に合わせることができるデジタルの服を販売。例えば、下写真のNFTが付与されたデジタルデータの服は、9,500ドルで落札。
- ファッションデザイナーの収益源の多元化等の新たな可能性が示された。



(提供) THE FABRICANT

### ② n次流通時のクリエイター還元が可能に

- アート業界では、リセール市場の取引額の一部を元々の作家・アーティストに還元するブロックチェーンを活用した技術基盤が注目されている。
- ファッション業界においても、大量生産を行わないオートクチュールのデザイナー等の収益源の多元化等の重要性が指摘されているとともに、サステナブルなファッションを提供するインセンティブとなる仕組みとして、経済産業省では新たな取引ルールの構築を目的とする実証事業を準備中。



# (参考) ファッション産業のデジタル化

A デジタルとファッションの融合 - デジタルファッション領域や仮想空間への拡張

## デジタル×ファッション領域の拡大

- デジタルとファッションが結びついたことで、ファッションの領域は拡大。今後の変化を見据えて、ファッションのあり方を検討していく必要がある。

### 現実世界での消費

### 仮想空間での消費

フ  
ァ  
デ  
ジ  
タ  
ル  
フ  
ァ  
ッ  
シ  
ョ  
ン

#### 1 現実世界におけるデジタルファッション

- MRデバイス等を活用した、現実世界でのデジタルファッションの着用や目に見えないコミュニケーション市場の台頭可能性  
(例：デジタル試着、目には見えないデジタルファッションアイテムの着用等)
- ARやVRを活用した、デジタル試着

#### 2 デジタルファッション

- SNSやゲームの世界におけるファッション
- アバターやキャラクター等が着用

フ  
ァ  
ッ  
シ  
ョ  
ン  
リ  
ア  
ル

#### ● 現在のファッション

#### 3 リアルファッションのデジタル化

- リアルファッションを3D化し「デジタルファッション」に変換
- アバターやキャラクター等に気に入ったリアルファッションを着用させられる



# (参考) ファッション産業のデジタル化

A デジタルとファッションの融合 - デジタルファッション領域や仮想空間への拡張

## 事例 : Chloma(日本)

2 仮想空間  
×デジタルファッション

3 仮想空間  
×リアルファッション

6 現実世界×リアル  
→仮想空間×デジタル

7 仮想空間×デジタル  
→現実世界×リアル

8 リアルファッション  
(現実世界→仮想空間)

9 リアルファッション  
(仮想空間→現実世界)

- リアルとデジタルの両方を事業領域とするファッションブランドが台頭。

Chloma(クロマ)の  
ブランドコンセプト

“リアルとバーチャルを境なく歩く  
現代人のためのファッションブランド”



パーカーやジャージ  
など、一般的な衣服  
(モノ)の販売

現実の服とアバター  
の服のセット売り  
(例: 3Dキャラクターソフト  
「V Roid」とのコラボ)



デジタルを活用した  
収益の多元化



ゲーム上での  
アパレル販売  
(例: 「どうぶつの森」で  
のChlomaの服展開)

VR空間を活用した  
展示会  
(例: クリエイター向けVR  
P/F「STYLY」とのコラボ)



Chlomaのリアルアイテムの3割、バーチャルアイテムの4割は海外での販売で、海外にも受け入れられている

(資料) Chloma (<https://chloma.com/>)、FASHIONSNAPO.COM (<https://www.fashionsnap.com/collection/chloma/2021aw/>)、  
Fashion Tech News (<https://ftn.zozo.com/n/nc87edf0f4dcd>、<https://ftn.zozo.com/n/n117bf6b37922>、  
<https://fashiontechnews.zozo.com/philosophy/chloma>)、  
Pshchic VR Labチャンネル(YouTube) (<https://www.youtube.com/channel/UC8u4W7UVmkn3eyciiAoDqzq>)

**外国公務員贈賄罪関係の制度課題  
について  
(報告事項)**



# 1. 不正競争防止法の「外国公務員贈賄罪」とは

- 「国際約束に基づく禁止行為」として、OECD外国公務員贈賄防止条約に基づき規定
- 外国公務員等に対し、国際的な商取引に関して、営業上の不正の利益を得るために、贈賄等をすることを禁止（第18条第1項）

## 不正競争の定義（第2条）

① 周知な商品等表示の混同惹起 (1号)	② 著名な商品等表示の冒用 (2号)	③ 他人の商品形態を模倣した商品の提供 (3号)	④ 営業秘密の侵害 (4号～10号)	⑤ 限定提供データの不正取得等 (11号～16号)	⑥ 技術的制限手段の効果を妨げる装置等の提供 (17号・18号)	⑦ ドメイン名の不正取得等 (19号)	⑧ 商品・サービスの原産地、品質等の誤認惹起表示 (20号)	⑨ 信用毀損行為 (21号)	⑩ 代理人等の商標冒用 (22号)
民事措置と刑事措置あり (①②③④⑥⑧)					民事措置のみ (⑤⑦⑨⑩)				

## 国際約束に基づく禁止行為

1 外国国旗、紋章等の不正使用 (16条)	2 国際機関の標章の不正使用 (17条)	3 外国公務員等への贈賄 (18条)
刑事的措置のみ		



## 外国公務員贈賄罪に該当すると…



個人



5年以下の懲役



500万円以下の罰金



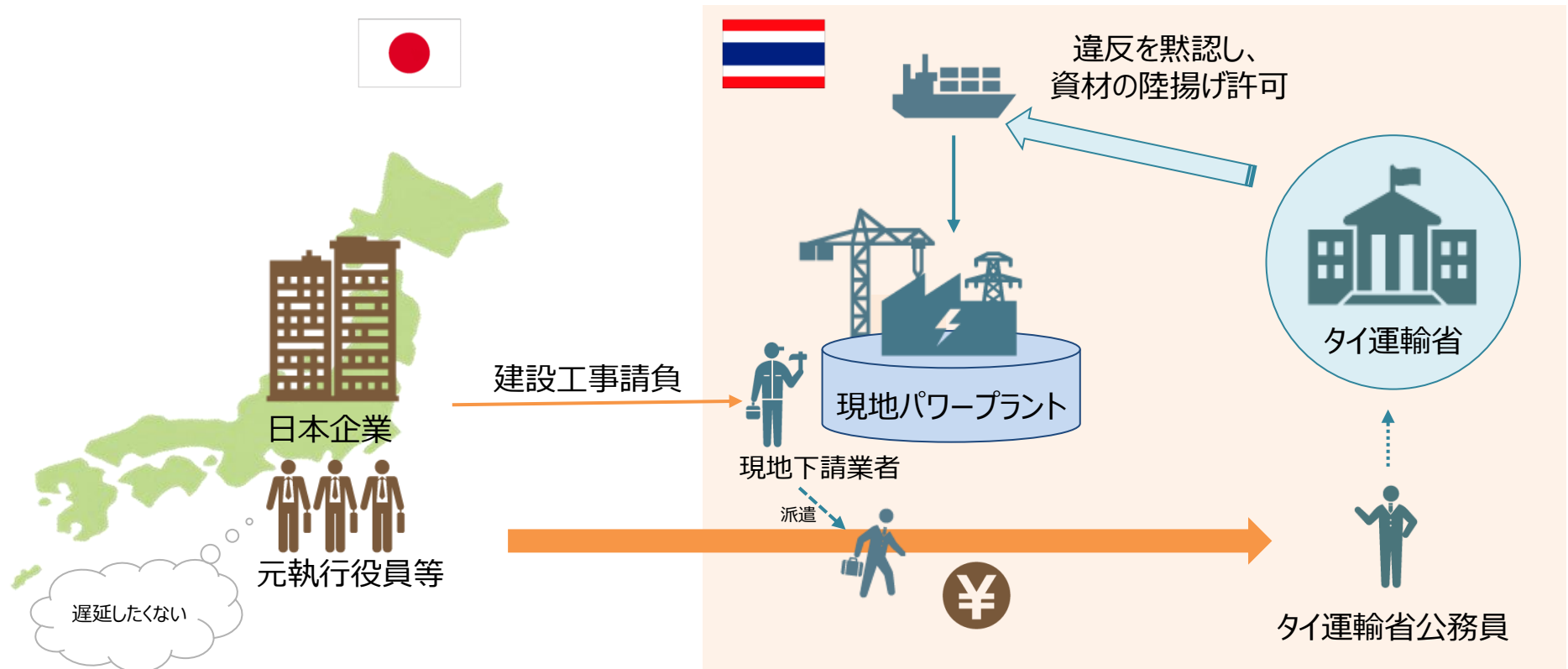
法人



3億円以下の罰金

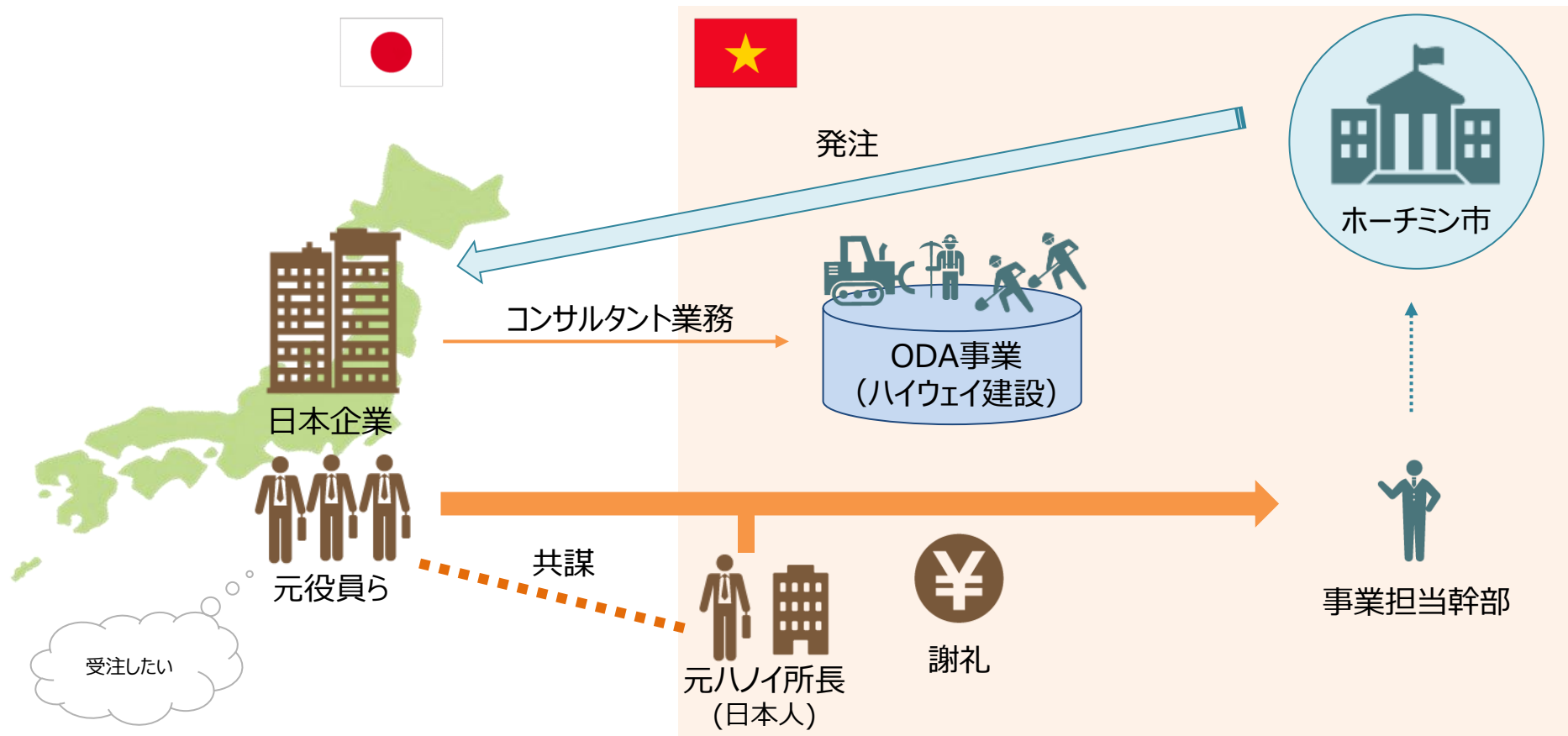
## 2. 外国公務員贈賄罪の適用事例①（タイ王国公務員に対する不正供与）

- タイ王国で火力発電所の建設工事を請け負っていた日本企業の元執行役員等3名が、現地のパワープラントに関する資材の陸揚げに関する許可に係る便宜を受けるため、現地下請業者から派遣された者を介して、タイ運輸省の公務員に対して1,100万バーツ（3,993万円相当）の贈賄を行った。
- 起訴された3名のうち2名に**懲役1年6月、懲役1年4月（ともに執行猶予3年）**が科された。なお、初の合意制度の適用事案であり、会社は刑事訴追を受けていない。（東京地裁平成31年3月）



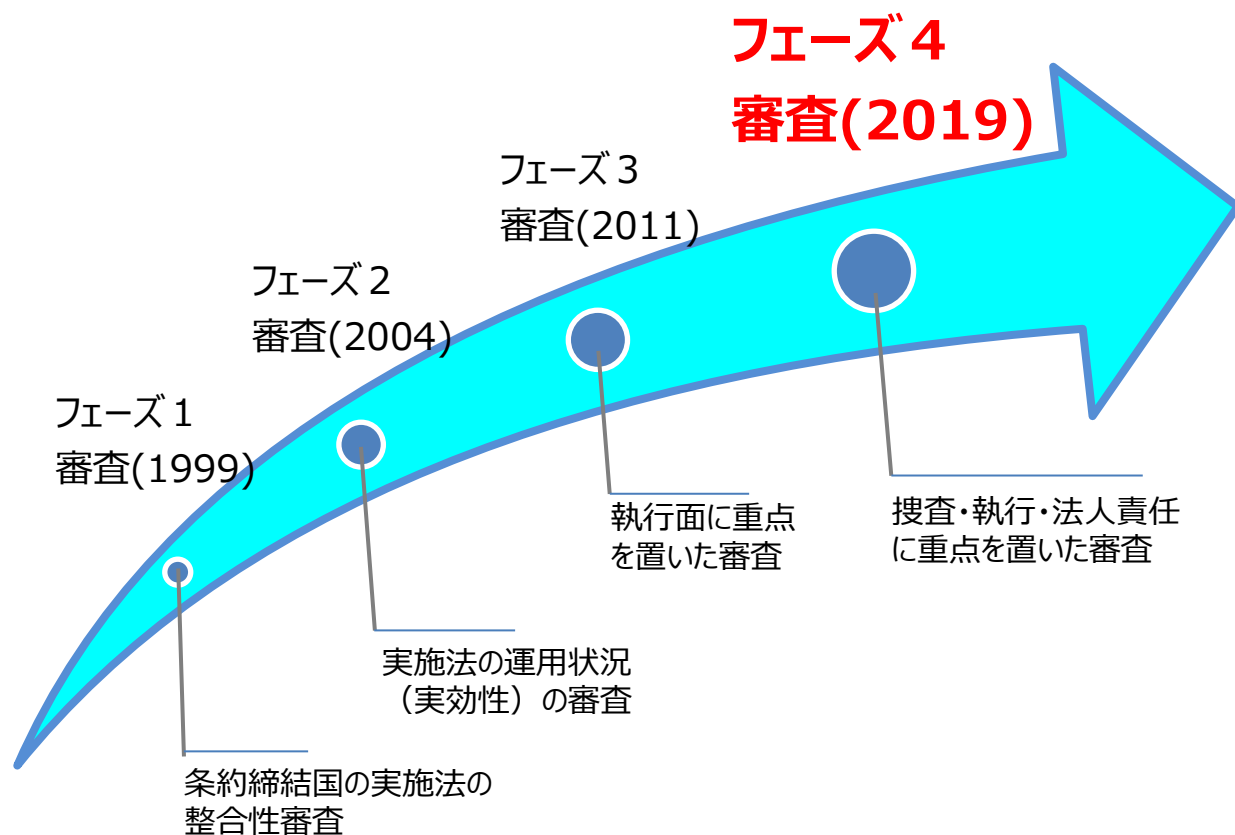
## 2. 外国公務員贈賄罪の適用事例②（ベトナム公務員に対する不正利益供与）

- ODA事業である「サイゴン東西ハイウェイ建設計画」のコンサルタント業務受注に対する謝礼等の趣旨で、日本企業の元役員ら4名が同事業担当幹部に対し計82万米ドルを供与。
- 被告人4名にそれぞれ、懲役2年6月、懲役2年、懲役1年8月、懲役1年6月（いずれも執行猶予3年）、被告人会社に罰金7,000万円の有罪判決が科された。外国公務員贈賄における初の両罰規定適用事案。  
（東京地裁平成21年1月及び3月）



### 3. OECD対日審査

- OECD外国公務員贈賄防止条約（12条）に基づき、締約国の条約の履行状況を定期的に審査。
- 2019年にフェーズ4 対日審査が実施され、延べ17の勧告を含む報告書が公表。



## 4. フェーズ4 対日審査報告書における勧告内容



フェーズ4 対日審査における主な勧告内容（経産省関連を抜粋）

---

- 外国公務員贈賄防止指針の改訂 (4.)
- S F P (Small Facilitation Payments) の定義と範囲の明確化 (5.)
- **自然人及び法人に対する罰金額の上限の引き上げ (12.a, 15.a)**
- **公訴時効の延長 (7.c)**
- **外国従業員に対する管轄権の確保 (14.b)**
- 海外で事業を行う日本企業のため、贈賄の相談案件を分析 (14.e)
- 十分な刑法の専門知識と研修のための措置 (11.d)

法改正  
論点



周知活動についてのコメント

---

- 中小企業用にかみ砕いた外国公務員贈賄防止指針の作成 (C.4 Commentary)

フェーズ4 対日審査報告書の全文（英語）はこちら：<http://www.oecd.org/corruption/anti-bribery/OECD-Japan-Phase-4-Report-ENG.pdf>  
仮訳はこちら：[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/oecd/page22\\_003284.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/oecd/page22_003284.html)

# (参考) フェーズ4 勧告：財産的制裁（勧告12.a., 15.a.）

## ● 現状の罰金額

➤ 自然人：500万円以下、法人：3億円以下

- OECD作業部会としては、実際の事案における罰金額が低いこと、諸外国との比較といった観点から、現状の罰金額のレベルは、条約3条で求める「効果的で、均衡がとれたかつ抑止力のある」刑事罰になっていないとして、自然人・法人の上限額を引き上げることをご下記のとおり勧告している。

### <OECD贈賄作業部会の課題意識>

- 実際の事案における罰金額が他国と比べて低額に留まっている。
- 懲役刑と罰金刑が併科されたケースがない。
- いずれの事案も懲役刑が執行猶予付となっている。
- 日本の法定刑（罰金額）は、条約3条で求める「効果的で、均衡がとれたかつ抑止力のある」刑罰となっていない。

[OECDフェーズ4 対日審査報告書 P56-P57]

- 法人に対する罰金額（の上限額）は、①日本の他の経済犯罪（例えば営業秘密侵害罪）に対する刑事罰と比べても、また、②他国の罰金額と比べても、低額にとどまっている。

- 訪日審査の過程で民間の参加者より以下のコメントが得られた。
  - ✓ 独禁法や証券取引法等と比べて罰金額が低額。これが企業が腐敗防止対策を真摯に実施しないことの1つの理由となっている。
  - ✓ 米国FCPAやUKBAと比べて罰金額が低額であることから、企業は、国内法よりも他国の法令を意識している。（但し、レピュテーションリスクを鑑みれば現状の罰金額で十分との指摘もある。）

[OECDフェーズ4 対日審査報告書 P75-P76]

### <勧告内容>

12. 制裁及び没収について、WGBは日本に対して以下を勧告する。

a. 外国公務員贈賄で有罪となった**自然人に対する法定の罰金額の上限を十分に引き上げる法律を制定すること。**

b. (1) 外国公務員贈賄事案において、適当な場合には懲役刑と罰金刑の双方を課すこと、また(2) 外国公務員贈賄において実務上自然人に課される制裁が効果的で、均衡がとれ、かつ抑止力のあるものであることを確保するため、法執行機関や裁判官へのガイダンスや訓練を通じたものを含め、必要なすべての措置を執ること。

15. 法人への制裁について、WGBは日本に対して以下を勧告する。

a. 大規模な汚職事案においても、**課される罰金が効果的で、均衡がとれ、かつ抑止力のあるものであることを確保するために、法定刑の上限を引き上げること、又は贈賄額や取得した不法な利益相当のより高い罰金を科すことができる他の根拠を提供すること。**

b. 外国公務員贈賄事案において、法人に対して実務上課される制裁が効果的で、均衡がとれたかつ抑止力のあるものであることを確保するために、法執行機関や裁判官に対するガイダンスや訓練を含め、速やかに全ての必要な措置を執ること。

## (参考) フェーズ4 勧告：時効の延長 (勧告7.c.)

- 現状の時効期間
  - 懲役刑が5年以下であるため、刑事訴訟法第250条第2項に従い、時効期間は5年
  - 法人についても不競法22条3項の規定により5年
- OECD作業部会としては、過去の事案で時効の完成により法人が起訴されなかったことがあることから、時効そのものの延長若しくは捜査の間公訴時効を停止する手段の導入を下記のとおり勧告している。

### <OECD贈賄作業部会の課題意識>

- 外国公務員贈賄罪に関する公訴時効期間は5年となっているところ、被疑侵害者が、国外にいる場合には時効の進行が停止されるが（刑法第255条）、捜査の開始や捜査共助の申し入れ等によっては時効の進行は停止しない。
- 他の経済犯罪（有価証券報告書等の虚偽記載、横領罪、法人税法・所得税法等）に関する時効期間は、7年となっているものが過半を占める。
- フェーズ3以降、10件の外国公務員贈賄事案で、時効の制約によって捜査・訴追が妨げになったことが明らかになっている。6件は捜査開始がなされない状態で時効が完成したケースだが、残る4件は捜査に着手していたにも関わらず時効が完成したもの。
- 法執行機関にとって正式の捜査開始の遅れ（例えばMLA（捜査共助）の要請をしたにも関わらず相手国側で捜査が開始されない等）等も考えられるところ、時効の延長・あるいは捜査の間公訴時効期間を停止するといった措置を検討すべきではないか。

[OECDフェーズ4 対日審査報告書 P56-P57]

### <勧告内容>

7. 外国公務員贈賄の捜査及び訴追について、WGBは日本に対して以下を勧告する。
- c. 外国公務員贈賄の効果的な訴追を確保するために外国公務員贈賄罪の公訴時効期間を適当な期間に延長するために必要な措置をとること、又は同様の目的を達成するために捜査の間公訴時効を停止する手段を導入すること。

## (参考) フェーズ4 勧告：外国人従業員の管轄権（勧告14.b.）

### ● 現状の管轄権

- 国内で贈賄行為を行った者に加え、国外で贈賄行為を行った日本人について処罰（法人両罰有）

- WGBとしては、外国人従業員による単独の贈賄行為があった場合、日本企業が外国公務員贈賄罪の適用を受けないため、現地従業員が贈賄行為を行った場合の管轄権の確保を下記のとおり勧告している。

#### <OECD贈賄作業部会の課題意識>

- 日本は、日本国外で日本人ではない従業員やエージェントにより行われた贈賄に対し、日本企業を起訴する管轄権を有していない。
- 日本本社の従業員や国外の日本人従業員との間で贈賄罪の共謀を証明できた場合には、日本は管轄権を有する。
- 例えば、JTC事件では、海外で贈賄行為が行われたものの、JTCの日本人従業員が関与したものであったため、日本本社を両罰規定で処罰することができた。
- しかし、日本人が関与していないとされる二つの事案において、日本の管轄権の根拠はないと結論づけられたのではないか。
- 日本国外で日本人が関与していない場合にも、親会社の従業員に共謀がないか、あるいは日本から参加していないかといったことを調査すべきである。

[OECDフェーズ4 対日審査報告書 P73-P74]

#### <勧告内容>

14. 法人の法的責任について、WGBは日本に対して以下を勧告する。

a. 適切な場合には、外国公務員贈賄事案において自然人及び法人の双方を訴追することにより、効果的に外国公務員贈賄と戦うために法人の法的責任について執行を強化すること。

b. 海外で活動する日本企業が外国人従業員を通じて贈賄が行われた場合を含め、日本が外国公務員贈賄罪に対して国籍に基づく管轄権を確保するために速やかに法制を見直すこと。

c. 外国公務員贈賄が完全に海外で発生し、かつそれらが日本企業又は現地子会社の外国人従業員によって実行された場合において、検察官があらゆる管轄権の基礎を徹底的に検討することを確保すること。

d. 特に、全てが海外において外国人によって実行された事を理由に、検察官が日本は刑事上の管轄権が欠如していると結論付ける場合、子会社に関連して発生した贈賄に関して、日本の親会社に対して不正会計を訴追する可能性について検察官が常に検討するよう確保すること。

e. 経済産業省の助言が海外で活動する日本企業のニーズに沿うものなるように、経済産業省が、受け付けた相談について、日本企業が直面する外国公務員贈賄リスクに関する調査データに沿って分析することを確保すること。



## 5. 外国公務員贈賄防止に関する研究会での検討

- 「外国公務員贈賄防止に関する研究会」では、フェーズ4での勧告を受けて、指針の改訂の他、法制面に関する、(1) 財産的制裁、(2) 公訴時効期間、(3) 外国人従業員の管轄権の3点について、検討を実施。(※2020年1月～7月にかけて開催、2021年5月報告書公表)
- 研究会では慎重な意見が多い状況ではあったが、国際約束の着実な履行、国内法のレベルをグローバル水準としていくことにより、腐敗防止に対する高いレベルのコミットメントを国際社会に対し発信する、といった視点から、制度的手当について継続的に議論を進める必要。

論点	現状	対日審査での指摘事項	研究会における議論のまとめ
財産的制裁	<p>【外国公務員贈賄罪での罰金】  <b>自然人：500万円以下</b>(不競法21条2項7号)  <b>法人：3億円以下</b>(不競法22条1項3号)            ※2021年2月時点で、外国公務員贈賄罪の適用事件における最高罰金額は自然人:100万、法人:9,000万。            【条約】            刑罰の範囲は<b>自国の公務員に対する贈賄に適用されると同等のもの</b>と規定(3条1)。(※自国公務員に対する贈賄罪での罰金は250万円以下(刑法198条))</p>	<p>勧告12(a)：外国公務員贈賄で有罪となった<b>自然人に対する法定の罰金額の上限を十分に引き上げる法律</b>を制定すること。            勧告15(a)：大規模な汚職事案においても、課される<b>罰金が効果的で、均衡がとれ、かつ抑止力のあるものであることを確保するために、法定刑の上限を引き上げること</b>、又は<b>贈賄額や取得した不法な利益相当のより高い罰金を科すことができる他の根拠を提供すること。</b></p>	<p>・自然人の法定刑：<b>自国公務員に対する贈賄罪と比して現状の法定刑でも十分であること等から、直ちに法定刑の引き上げを行うことについては否定的な意見が大半。</b>            ・法人の法定刑：<b>中小企業者にとっては現行の法定刑の上限額でも十分な抑止力となっていること、入札資格のはく奪、レピュテーションリスクのインパクト等、実際の罰金額以外の要素も踏まえ、慎重に検討すべき。</b>罰金スライド制※の導入についても、外国公務員贈賄罪に関し、罰金額の根拠とするに相応しい基準を見だし得るかについて慎重な検討が必要。            ※商取引額や不当利得の額等をベースとして、罰金額の上限を規定する制度</p>
公訴時効期間	<p>【公訴時効期間】  <b>法定刑を基準として決められており、その期間を経過することによって公訴時効が完成(刑訴法250条)。</b>            【外国公務員贈賄罪の懲役刑】  <b>5年以下</b>(不競法21条2項7号)            【自然人、法人の公訴時効期間】  <b>5年</b>(刑訴法250条2項5号、不競法22条3項)※一定の事由により時効の進行が停止し、停止事由が消滅した後に残存期間が進行する制度がある(刑訴法254条,255条)。</p>	<p>勧告7(c)：外国公務員贈賄の効果的な訴追を確保するために<b>外国公務員贈賄罪の公訴時効期間を適当な期間に延長するために必要な措置をとること</b>、又は同様の目的を達成するために<b>捜査の間公訴時効期間を停止する手段を導入すること。</b></p>	<p>・刑事訴訟法において、公訴時効期間は、当該罪の法定刑の最も重い刑が基準となっているところ、<b>公訴時効期間を延長することを目的とする懲役刑の上限の引き上げは適切でない</b>との意見が大半。            ・自然人に連動させて法人の時効を停止させるとなると、<b>両罰規定を有するその他の法令に多大な影響があるため、不競法単体で結論を得ることは困難。</b></p>
外国人従業員の管轄権	<p>【管轄権】  <b>国内で贈賄行為を行った者</b>(刑法8条,1条)  <b>国外で贈賄行為を行った日本人</b>(不競法21条8項、刑法3条)  <b>従業員等が法人の業務に関して贈賄行為をした場合はその法人</b>(不競法22条1項3号)            →(海外で活動する)外国人従業員が国外で贈賄行為を行った場合については、<b>日本人や日本国内の者との共謀が認められれば、その法人も含め、管轄権を有する(処罰可能)。</b></p>	<p>勧告14(b)：<b>海外で活動する日本企業が外国人従業員を通じて贈賄が行われた場合を含め、日本が外国公務員贈賄罪に対して国籍に基づく管轄権を確保するために速やかに法制を見直すこと。</b></p>	<p>・日本における外国公務員贈賄事案において、日本人や日本国内の者が関与しない事案は想定し難いところ、<b>それらの者と共謀関係がない従業員にまで無条件に管轄権を拡大することの必要性は認められない</b>との意見が大半。            ・外国公務員贈賄罪に保護主義又は世界主義を適用するとの考え方についても検討したが、<b>これまでの保護主義・世界主義の考え方に照らし、直ちに、外国公務員贈賄罪に、これらの考え方を適用し場所的適用を拡充することは適切でない、</b>との意見が大半。</p>

# (参考) 外国公務員贈賄防止に関する研究会

- 経済産業省では2020年1月に「外国公務員贈賄防止に関する研究会」を設置
- ①報告書、②「外国公務員贈賄防止指針」の改訂版、③「外国公務員贈賄防止指針のてびき」をとりまとめ、2021年5月に公表

## 外国公務員贈賄防止に関する研究会の開催経緯

- 第1回 令和2年1月7日  
議事
  - ・ 外国公務員贈賄防止指針の改訂について
- 第2回 令和2年2月21日  
議事
  - ・ 外国公務員贈賄防止指針の改訂について
  - ・ 外国公務員贈賄罪の制裁等について
- 第3回 令和2年6月10日  
議事
  - ・ 外国公務員贈賄罪の制裁等について
  - ・ 外国公務員贈賄防止指針の改訂について
  - ・ 外国公務員贈賄防止指針のてびきについて
  - ・ 外国公務員贈賄防止に関する研究会の報告書(案)について
- 第4回 令和2年7月17日  
議事
  - ・ 外国公務員贈賄防止指針の改訂について
  - ・ 外国公務員贈賄防止指針のてびきについて
  - ・ 外国公務員贈賄防止に関する研究会の報告書(案)について

## 委員名簿 (敬称略・50音順)

國廣 正	国広総合法律事務所 弁護士
座長 佐伯 仁志	中央大学法務研究科 教授
佐々木 英靖	パナソニック株式会社 法務・コンプライアンス本部 法務部 部長
澤口 実	森・濱田松本法律事務所 弁護士
下中 佑一郎	日本商工会議所・東京商工会議所 特別顧問企業 三和電気工業株式会社 総務部長
高 巖	麗澤大学大学院経済研究科 教授
長澤 貴夫	日本貿易会 法務委員会 副委員長 住友商事株式会社 法務部長
名取 俊也	名取法律事務所 弁護士
春田 雄一	日本労働組合総連合会 総合政策推進局 経済・社会政策局 局長
古本 省三	日本製鉄株式会社 取締役 常任監査等委員
和田 俊憲	東京大学大学院法学政治学研究科 教授

(オブザーバー) 法務省、外務省、警察庁、中小企業庁、消費者庁、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人国際協力機構、株式会社国際協力銀行、株式会社日本貿易保険、一般社団法人日本経済団体連合会、一般社団法人日本貿易会、日本商工会議所・東京商工会議所